

# 参議院議員選挙

## 7月10日(日) 午前7時～午後8時

皆さんの一票が明るい未来をつくります！  
あなたの一票を大切に。ぜひ投票に行きましょう。  
【担当課】 選挙管理委員会事務局 ☎5654-8493～6  
※投票所への車での来所はご遠慮ください。



期日前・不在者投票の期間などは2面をご覧ください

2面へ

### 葛飾区で投票できる方

平成10年7月11日までに生まれた日本国民で、平成28年3月21日までに、葛飾区に転入の届け出をし、選挙人名簿に登録されている方

### 住所を変更した方

住所変更の種類	条件など	投票
葛飾区に転入した方	平成28年3月22日以降に転入の届け出をした	葛飾区では投票できません。前住所地の選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。
葛飾区から転出した方	平成28年3月22日以降に転出先に転入の届け出をした	葛飾区での投票となる場合があります。選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。
葛飾区内で住所を移した方	平成28年6月10日までに転居の届け出をした	転居後の住所の投票所
	平成28年6月11日以降に転居の届け出をした	転居前の住所の投票所

### 選挙すべき議員の数

東京都選出：6人 比例代表選出：48人

### 投票は2種類

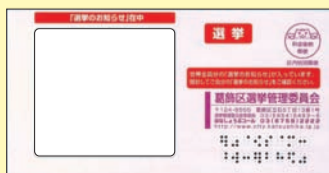
- ①東京都選出では「候補者氏名」
- ②比例代表選出では「候補者氏名」か「政党等名」のいずれか

### 代理・点字投票

字が書けない方や身体に障害のある方で、希望する方には投票の秘密を侵すことなく係員がお手伝いします。点字での投票もできますので、投票所の係員にお申し出ください。

…………… 投票所には「選挙のお知らせ」を忘れずに ……………

平成28年6月22日(水)ごろから、世帯ごとに封書でお送りします。対象者全員分の「選挙のお知らせ」が入っていますので、投票所を確認の上、ご自分の「選挙のお知らせ」をお持ちください。届かない、紛失した、忘れたという場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の係員にお申し出ください。



「選挙のお知らせ」封筒(イメージ)

### 今回の選挙からの変更点

#### 選挙権年齢が満18歳以上になります

公職選挙法の一部改正により、選挙権年齢が「満20歳以上」から「満18歳以上」に引き下げられました。

これに伴い、今回の選挙から選挙人名簿に登録されている満18歳以上の方が投票できるようになりました。

18・19歳の若い方も、積極的に社会の一員として投票に参加しましょう。

#### 投票所に入ることができる子どもの範囲を拡大します

将来を担う子どもたちに、早い段階から社会の一員、主権者としての自覚を持ってもらうために、これまで選挙人と一緒に投票所に入ることができる子どもの範囲が就学前の幼児などに限られていましたが、今回の選挙から満18歳未満の方までに拡大されました。ただし、会場が混み合っているなどの場合は、入場できないことがあります。

#### 名簿登録機会を拡大します

投票をするためには、選挙人名簿の登録の時点で3カ月以上の住民登録があることが必要です。

これまで、3カ月以上の住民登録があっても、選挙人名簿に登録されない場合がありますでしたが、今回の選挙から一定の条件に合う方は、旧住所地で名簿登録されるようになりました。